

平成 30 年 2 月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

平成 30 年 2 月 6 日（金）午前 9 時 30 分より野津中央公民館において会長が 2 月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1 番 野上 政憲 委員 2 番 堀 京子 委員 3 番 内藤 康弘 委員 4 番 藤嶋 祐美 委員

5 番 平山 勝丈 委員 6 番 佐藤 幸子 委員 7 番 柳井 博之 委員 8 番 城野 幸司 委員

9 番 陶山 秀明 委員 10 番 小橋 勇二 委員 11 番 中野 定重 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 和田 敬生 主幹

付議議案

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 5 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

副会長 只今より定例総会を開会致します、よろしくお願い致します。

局長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定により、疋田会長にお願い致します。

議長 それでは、ただいまから議事に入っていきたいと思います。議事に先立ちまして定足数の報告を局長が行います。

局長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は全員出席であります。よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議長 次に議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－「異議なし」の声あり－

議長 それでは、議席番号 5番 平山勝丈 委員、議席番号 6番 佐藤幸子 委員に議事録署名委員をお願い致します。

議長 それでは、ただいまから議案審議に入りたいと思います。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次長 1ページをお開きください。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

平成30年2月6日 臼杵市農業委員会 会長 疋田忠公

番号1、畑 509 m² 外1筆 合計 1,139 m² を、耕地拡張のため、売買により所有権を移転するものです。

以上1件の申請については、農地法第3条第2項の[全部効率利用要件]、[農作業常時従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

1月25日に実施しました現地調査において、調査担当の農業委員2名と担当地区の農地利用最適化推進委員が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて農業委員及び推進委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3条申請1件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

内藤

委員 私、内藤より、1月25日に実施しました議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせ報告します。

番号1の申請についてです。

売買により所有権を取得するものです。

申請地は2筆の畑で、適切に耕作管理されています。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当（がいたう）するものと判断します。

以上、3条申請1件について調査報告となります。

委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

- 質疑なし -

議 長 それでは質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

次 長 4 ページをお開きください。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

平成 30 年 2 月 6 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号 1、田 912 m² を、売買により譲り受け、太陽光発電施設用地として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となっております。

なお、この案件は、平成 29 年 3 月 31 日付けの農振除外の決定を受け、今回の申請に至りましたが、申請前に無許可で転圧作業を実施したという案件であるため、追認案件となり、始末書が添付されています。

番号 2、畑 282 m² を、贈与により譲り受け、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっています。

以上、2 件の申請については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

追認案件については、申請者の立会のもと、現地調査を実施しております。
申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。
以上、5条申請2件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいております調査委員さんより報告をお願いいたします。

野 上
委 員

私、野上より、1月25日に実施しました議案第3号 農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。

番号1の申請についてです。

売買により所有権を取得して、太陽光発電施設用地として利用するものです。

申請地は1筆で、平成29年3月、農用地利用計画変更（農振除外）の決定を受けた後、転用者が転用許可申請を行う直前の平成30年1月6日、砕石（さいせき）を敷き詰め、転圧作業を実施したという案件で、追認案件であり、始末書が添付されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。

以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号2の申請についてです。

贈与により農地を譲り受け、一般住宅用地として利用するものです。

申請地は1筆の畑で、適切に耕作管理された土地です。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。

以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

以上、5条申請2件について調査報告となります。
委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

- 質疑なし -

議 長 　それでは質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認　－「全員挙手」－

議 長 　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

議 長 　次に、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について事務局より説明をお願いします。

次 長 　7ページになります。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。（資料別冊）

平成30年2月6日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊の農用地利用集積計画（第1号）「平成30年2月6日公告予定」です。

1ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は平成30年1月末までに申し出がありました臼杵市全体の集計表であります。

主なものについてご説明します。

中段に①の利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しています。

新規、再設定の合計で申し上げます。

田については、12,092 m²、10 筆です。

畑については、65,245 m²、40 筆です。

合計面積は、77,337 m² 50 筆です。

次に貸手、借手ですが、これについては、貸し手が 24 人に対しまして、借り手は 11 人となります。

2 ページ以降については臼杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっています。

以上、簡単ではございますが、平成 30 年 2 月 6 日公告予定の農用地利用集積計画（第 1 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 只今の説明及び報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

— 質疑なし —

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 — 「全員挙手」 —

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 5 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について事務局より説明をお願いいたします。

次 長 11 ページとなります。

議案第 5 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定によ

り、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。(資料別冊)

平成 30 年 2 月 6 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田忠公

別冊の農用地利用配分計画案で説明します。

1 ページをご覧ください。

2 筆 1,783 m²を配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、無料となっています。

次に 3 ページを、ご覧ください。

1 筆 2,097 m²を配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、それぞれ 10 a 当り 9,537 円 となっています。

次に 5 ページを、ご覧ください。

3 筆 3,656 m²を、配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、無料となっています。

次に 7 ページを、ご覧ください。

32 筆 52,015 m²を配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、10 a 当り 14,000 円 となっています。

次に 15 ページを、ご覧ください。

2 筆 3,113 m²を配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、10 a 当り 14,541 円及び 14,375 円となっています。

以上の配分計画についてご審議をお願いします。

議 長 只今の説明及び報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 5 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 5 号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 以上で、本総会の議案はすべて終了いたしました。委員の皆さんご協力ありがとうございました。（終了 10:10）